

**プレスリリース**

2016年4月15日

証券取引等監視委員会による勧告について

証券取引等監視委員会より本日、クレディ・スイス証券株式会社（以下「当社」といいます。）への通常検査の結果に基づき、当社に行政処分を講ずるよう金融庁に勧告したとの発表がありました。

今般の証券取引等監視委員会の勧告において指摘を受けた主な問題点は、株式調査部について法人関係情報の取扱に不備がある状況です。また、上記勧告においては、株式調査部のアナリストが受領した法人関係情報を提供して株式営業部営業員が勧誘行為を行った件が認められると指摘されております。

当社はこの度の勧告を真摯に受け止め、内部管理態勢について継続してその強化に努めてまいります。

クレディ・スイスは、日本市場に深くコミットしており、日本における事業を適切なコンプライアンス態勢を確立した上で成長させていくために、最大限努力してまいります。